

最高裁秘書第2542号

令和元年5月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第2309号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年6月29日付け最高裁経監第877号経理局長通達「保管金の還付手続に関する事務の取扱いについて」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁経監第877号

(会い-07)

平成29年6月29日

高等裁判所長官殿

地方裁判所長殿

家庭裁判所長殿

最高裁判所事務総局經理局長 殿

最高裁判所事務総局經理局長 笠井之彦

保管金の還付手続に関する事務の取扱いについて（通達）

標記の取扱いについては、民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第48条に規定する買受申出保証金を除いて、保管金に関する法令、規程、通達等に定めるもののほか、下記によってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 事前の還付請求

裁判所の事件に関する保管金（裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和37年最高裁判所規程第3号。以下「保管金規程」という。）第2条に規定する保管金をいう。以下同じ。）を提出しようとする者は、当該保管金を提出するに際し、あらかじめ、還付事由を生じた場合には振込みの方法で還付金の払渡しを受ける旨の請求（以下「事前の還付請求」という。）をすることができる。

2 手続の教示

係書記官（保管金規程第3条に規定する係書記官をいう。以下同じ。）は、保

保管金の提出を指示する際、明らかに還付の余地がない場合を除き、提出者に対し、保管金を提出すると同時に事前の還付請求ができる旨及び3に定める方法を教示する。

3 請求の方法

- (1) 事前の還付請求は、この請求を行う提出者（以下「請求者」という。）が平成7年3月29日付け最高裁経監第27号事務総長依命通達「裁判所会計事務規程等に規定する保管金等の処理に関する書類及び帳簿諸票の様式について」（以下「保管金等様式通達」という。）別紙様式第2に定める保管金提出書（兼還付請求書）の「還付金の振込先等」に所要の事項を記載する方法で行う。
- (2) 請求者が指定する口座について、後に解約、変更その他振込みに支障のある事由が生じた場合には、請求者は、速やかにその事由を記載した指定口座の変更届出書（別紙様式）を提出するものとする。

4 「還付金の振込先等」の記載等

係書記官は、請求者に対して、「還付金の振込先等」の記載について次に掲げる事項を留意させる。

- (1) 請求者が指定する振込先の預金口座は、請求者（代理許可の場合には、委任者本人）名義のものであること。
- (2) 「還付金の振込先等」の記載は、正確かつ明瞭に行うこと。

5 受理等

- (1) 請求者が「還付金の振込先等」に所要の事項を記載して歳入歳出外現金出納官吏（以下「出納官吏」という。）に提出した場合には、還付事由の発生を条件とする請求があったものとして受理する。
- (2) 出納官吏は、請求を受理した場合には、次に定める措置を執る。
 - ア 保管金の提出者に交付すべき保管金受領証書の適当な箇所に「振込請求済」と朱書するとともに、指定口座への振込みに支障を生じた場合には、至急届け出る必要がある旨を付記する。

イ 係書記官に送付すべき保管金等様式通達別紙様式第3に定める保管票の「備考」等の適当な箇所に同様に朱書する。

- (3) (1)の請求があった後に、指定口座の変更届出書が提出された場合には、出納官吏は、保管金提出書（兼還付請求書）の枠外に変更届出書の提出年月日及び変更の旨を付記（朱書）した上、保管金提出書（兼還付請求書）に当該変更届出書を添付して保管する。
- (4) 請求者が事前の還付請求をしない場合には、出納官吏は、保管金提出書（兼還付請求書）の「還付金の振込先等」に「不請求」と朱書するとともに、保管票の「備考」等に同様に朱書して係書記官に送付する。

6 還付

- (1) 係書記官から還付のための払出通知があった場合には、出納官吏は、速やかに、「還付金の振込先等」に記載された指定口座又は指定口座変更届出書に記載された変更後の指定口座に振り込む方法で還付する。
- (2) 請求者が事前の還付請求をしていない場合には、係書記官は、還付事由が発生したときに、提出者に対し適宜の方法で還付通知をした上、出納官吏に対して払出通知を行い、出納官吏は、保管金受領証書又は還付金払渡請求書（以下「保管金受領証書等」という。）による請求を待って還付する。

7 振込不奏効の場合の措置

請求者の指定した口座が解約され、名義が変更される等して振込みによる還付が確定的に不奏効になった場合には、出納官吏は、次に定める手続をとる。

- (1) 保管金提出書の裏面に記載された還付払渡しに関する記載の次の箇所に「振込不能により受け入れ」と記載し、受け入れる。
- (2) 請求者に還付通知をし、請求者が改めて還付の請求をする場合には、その意思を確認した上で、「還付金の振込先等」の枠外に事前の還付請求を取り下げる旨及び取下年月日を付記（朱書）し、保管金受領証書等による請求に基づいて還付する。

8 証拠書類の取扱い

還付金の請求及び支払に関する証拠書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 出納官吏は、事前の還付請求に基づいて還付した場合には、保管金提出書（兼還付請求書）の写し（原本証明済み）の作成に代え、国庫金振込明細票の枠外余白に請求の意思及び還付金額等が記載された保管金提出書（兼還付請求書）の進行番号を付記する等して、請求及び支払の関係を明確にする。
- (2) 出納官吏は、保管金受領証書等による請求に基づいて還付した場合には、当該保管金受領証書等及び支払領収関係書類を一括して証拠書類つづりにとじる。

9 日計の検閲

出納官吏は、日計の検閲に当たっては、次に掲げる書類を添付して検閲を受ける。

- (1) 事前の還付請求に基づいて還付した場合
 - ア 請求に関する事項が記載された保管金提出書（兼還付請求書）の原本
 - イ 指定口座の変更届出書が提出されている場合には、当該変更届出書
 - ウ 日本銀行発行の領収書及び国庫金振込明細票
- (2) 保管金受領証収書等による請求に基づいて還付した場合
 - ア 保管金提出書の原本
 - イ 保管金受領証書等及び支払領収関係書類

10 執行官予納金等の還付手続

平成4年9月25日付け最高裁民三第270号民事局長、経理局長、総務局長通達「執行官の事件に関する保管金の取扱い等について」記第1の2の(1)に定める執行官予納金及び裁判所会計事務規程（平成29年最高裁判所規程第4号）第24条に規定する保管金の還付については、裁判所の事件に関する保管金の還付手続の例による。

付 記

この通達は、平成29年7月1日から実施する。

別紙様式

平成 年 月 日

裁判所歳入歳出外現金出納官吏 殿

請求者 印

指定口座変更届出書

裁判所平成 年()第 号 請求事件について、平成 年 月
日付けで提出した保管金(保管金提出進行番号)に関し、還付のために指定し
た振込先口座を下記のとおり変更します。

記

1 変更事由

2 変更事項

	金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人の氏名及び住所
旧	銀行 金庫 支店	普通 当座 通知 別段		住所_____ (ふりがな) 氏名_____
新	銀行 金庫 支店	普通 当座 通知 別段		住所_____ (ふりがな) 氏名_____